

農村共同體と農家經營

——長野縣下農村調査報告の一こま——

岡野昇一

- 一 序
- 二 概説
- 三 水と村落共同體
- 四 農村經濟の概況
- 五 農家經營の分析
- 六 村落共同體と農家經營

日本農業の近代化は現在の我が國民經濟にとつて重大な問題の一つをなしている。戦後大きな期待と意義を擔つて行われた農地改革は我國農業の重い桎梏をなしていた寄生地的土地所有を打破することによつて、一應農業近代化の前提を作り出した。しかし農業の基底を形成する零細極まる經營規模はその後の農業近代化の進展を多様な複雑な形態で阻んでいる。この阻

止要因を現實に則して直視し克服することによつて初めて日本農業近代化の方策は達成されるであらう。
以下の調査報告は河西、松田兩教授の指導の下に昭和二十五年文部省科學研究費を交附されて長野縣下農村に行われた總合研究「水と村落共同體」の一部である。

一 概説

長野縣東部に聳える蓼科火山の北麓は緩傾斜の裾野を、千曲川を隔て、小諸町を見下す御牧原及び之と鹿曲川に隔てられる八重原臺地に終る。この御牧原の東方五郎兵衛堰(註一)(用水)によつて灌漑される五那兵衛新田村、御牧原と鹿曲川の谷を隔て、向い合ひ、八重原堰(用水)の創始により今日をなした北御牧村八重原、その南方八重原と番矢川の谷一つ隔て、隣接し鹽澤堰(用水)を用いる三都和村、以上の三調査地はいづれも慶長期前後の新田開發期に蓼科水系を利用して開發された堰(用水)によつて新田が開かれ聚落を成して今日に至り用水が村人の生活に大きな比重を占める「水」の村である點で共通している。

しかしその用水開發の事情・用水路の構造等の自然的歴史的條件のことなるに従つて用水量、管理方法、灌排水慣行には差違がありその形態は八重原が最も後れ鹽澤之(註二)につき五郎兵衛は最も進歩している。とは言えその各、に於て、程度こそことなるが用水の及ぼす

共同體規制が存在する。この共同體規制は、農家經營面に如何なる影響を及ぼしているであらうか。そしてその影響は村落共同體に如何なる關係を有するであらうか。行論の目的とする所である。

註一 堰(セギ)はこの地方の用水が多く山間の澤水を堤を築いて堰止め之を引水する故に用いられる人工用水の呼稱である。

註二 三用水については松田教授の紹介「停滞的社會とその發展」中央公論、昭和二五年九月號、三九頁以下を参照されたい。

二 水と村落共同體

一體日本農業は水田耕作による水稻栽培をその主軸とする關係上、用水は土地と共に農業の必須の基概をなしている。従つて用水の有する協同化と細分化の一見相反する作用は一般的に言つても農業構造を貫徹し細分された水田を共同的な規制の下で耕作する小農が大半を占めて^{註一}いる。

所でこの三地域に於ては用水を獲得することは、自然的技術的條件からいつて至難でありその開發及維持もより多くの勞苦を伴なつて^{註二}いる。しかも灌漑水は常に不足し勝ちであり、そのためには一際強力な統制及嚴格な管理が必要であつた。

従つてその用水管理は社會的には明白なる身分階層に從つて經濟的には多量の用水費と用水勞働によつて、誠に局外者と

つては、想像し得ぬ嚴格さで行われる。特に八重原に於ては用水に關する限り、最近やゝ崩れてはいるが、明らかに傳統主義的な共同體規制が見られるのである。三都和に至れば八重原に比してその程度こそ軽減するが猶當六川氏の下に共同體的用水管理組織の殘存を見得るのである。五郎兵衛用水は前二者と範疇的に異なる用水構造と開發事情を有するのであるが、やはり用水をめぐる古い傳統の名残りがその農村社會に纏わつて^{註三}いることを否定し得ない。要するにこの三地域を通じて程度の差はあるが村落共同體(Dorfgenossende)の形態が見られ、多かれ少かれ後れた支配の形態、即ち八重原における如き家族身分階層的(Patrimonial)な傾向をもつ家父長制支配(Patriarchalismus)及び三都和における如き名望家支配(Honoratiorenherrenschaft)に近い家父長制支配の如きが、家族を末端とし曲輪(くるわ)を通じて聚落或いは村落に至る階層的編成を貫ぬいて貫徹する。

この場合用水としての水は傳統主義を維持する契機となつて

いるのである。他面に於て水によつてもたらされる農地片の零細性は、主穀作の小規模を通じて多く之による農家經營の倭小化をもたらし、傳統主義的な強固な共同體規制を打破するそれ自身の内からの力、すなわち個別農家の生産力の上向の誘因を、水利勞働及び水利費負擔と相まつて壓迫する方向に働くのである。

一體農業の近代化は個々農家の生産力の不均等な發展及び疏

争による農民層の分解、之を通ずる市場の擴大によつてもたらされるのであるが、用水を契機とする共同體規制が強固に残存して農家個別經營の生産力發展を抑制す作用を示す時、農民層の分解は阻止され停滞的な中間層の存在が大きな比重を占める。この中間層は共同體の中にあつて傳統維持の方向に志向するので、富農化した地主と共に用水を契機とする村落共同體の忠實な擔い手であると同時に、國家權力及び獨占資本が僞裝自作農創設維持政策を以て之に働らきかける場合の屈強な地盤を提供し、兩々相俟つて農村の近代化を阻止する役割を果すのである。

註一 小池基之「日本農業と水田」昭和一二年刊四七—四八頁參照。

註二 鹽澤堰用水管理代表者は擔當(タントウ)と呼ばれる。

註三 松田智雄「村落共同體の再生産構造」經濟評論、昭和二六年一月號、八四頁參照。

三 農村經濟の概況^(註一)

この地域は長野縣の東部即ち東信中部地方に屬し自然的條件としては標高五〇〇—八〇〇米、耕地は主として洪積層であつて岩石質は火山岩層^(註二)より成り、土壌は八重原及び三都和にあつては中粘土質、五郎兵衛にあつては特に下層に於て重粘土質であつて保水力に富み少量用水で新田開發が可能である。東信中部地方を通じての平均氣温は三—五月、九度内外、六—八月、

二—三度内外、九—十一月、一—三度内外、一二月—二月零度内外で降水量は比較的少いが特に春季は少い。調査三地域の氣温は氣象上二毛作が可能なることを示し、又土質上からも八重原・三都和に於ては裏作麥可能、五郎兵衛は油菜等の裏作が可能なることを示している。東信中部地方全般としての社會經濟的條件として地目別の土地割合は田畑二一・六%、山林原野六九・九%其他八・五%であり、農作物別の耕地利用割合は水稻三〇・一%、桑園三四・五%、普通畑三三・四%、其他二・〇%、一毛作地帯で、主要農産物は水稻、麥、桑、藥用人蔘、白菜、甘藷、馬鈴薯、大根、畜産は牛、馬、山羊、豚等である。

一般的に言つて長野縣に於ける耕地は水田七八〇〇町歩、畑八八〇〇町歩であつて全面積の一二%に過ぎず耕地利用度が低い上に地勢は傾斜地が多く水利の便に恵まれない關係で水田農業に好適な地帯と言えない。縣全體の農家一戸當平均耕地面積は七・八反で、水田がほぼその半分三・六反を占める。傾斜地にあつて水利不足な條件に拘わらず水田を作るのであるから、いきおい水田區劃は小となり耕地は分散し、灌溉水不足水田は二二%・一六五〇〇町歩、濕田は二〇%・一五〇〇〇町歩、牛馬耕不能面積は四〇%に上り「田毎の月」をおもわせる細分農地片の上に人力を浪費する農業が營まれるのである。この東信中部地方もこの一般的傾向から免かれるものではない。さて調査三地域の經濟事情の概括(面積、人口、戸數、主要農産物)を對比して示そう(第一表)。

之によると三地域を通じて五—一〇反の經營が最大の比重を占め夫々、八重原三七%、三都和四四%、五郎兵衛四二%、を示し多數の中間的な小經營の存在を示しているが、こゝで五—二〇反の割合をとつて見ると八重原、三都和、五郎兵衛各地域夫々六九、八〇、六七%、となり經營總數の七〇—八〇%を零細な小農經營が占めることを知る。こゝで更に三都和と五郎兵衛新田について經營面積及び所有關係を照合して見よう(第三、四表参照)。

第三表 A 五郎兵衛新田村經營規模別農家戸數及耕地面積

農家戸數(戸)	耕地總面積(反)	戸數百分率	耕地百分率
一反未滿	二	三・一	〇・一
一—三反	四	三・五	三・六
三—五反	六三	二七・六	九・九
五—一〇反	一四	四・一	四・〇
一〇—一五反	一〇五	二四・四	四・八
一五—二〇反	一	〇・三	〇・六
二〇反以上	—	—	—

第三表 B 三都和村經營規模別農家戸數及耕地面積

一反未滿	四	三	一・〇	〇・七
一—三反	二四	六・〇	一・四	—
三—五反	四	一一・七	六・〇	—
五—一〇反	一六三	四四・三	三六・二	—

一〇—一五反	二三	三・九	二四・七	三六・三
一五—二〇反	二四	四・六	六・〇	一一・七
二〇反以上	七	一・七	—	五・六

第四表 自小作別農家總數對比

自	自	自	自	自	自	自	自
自作兼小作	比率	五郎兵衛新田村 (二十四年八月)	三都和村 (二十四年三月)	自作兼小作	比率	五郎兵衛新田村 (二十四年八月)	三都和村 (二十四年三月)
小作兼自作	比率	一六四戸	一六四戸	小作兼自作	比率	一三二戸	一三二戸
小作	比率	四六・六%	四六・六%	小作	比率	一三二戸	一三二戸
總數	比率	一三二戸	一三二戸	總數	比率	一三二戸	一三二戸
		三三・七%	三三・七%			一〇〇・〇%	一〇〇・〇%
		三九戸	三九戸			四一・八%	四一・八%
		一一・三%	一一・三%			二・五%	二・五%
		一七戸	一七戸			四一・一戸	四一・一戸

即ち五—一五反經營の耕地は三都和、五郎兵衛各地域に於て夫々七四%及び八五%に及び自作及び自小作を併せた割合は各九一%及び八三%となり、農地調整の結果創出された五—一五反の零細自作及び自小作經營が過半数を占めていることを知るのである。又第五表によつて三都和村における、二二年より二四年への經營規模別推移を見ることがよつて農民層分解は微弱でありしかも兩極分解でなくて下方に一方的に推移していることを察知し得るであらう。

第五表 三都和村經營規模別農家戸數の推移

	昭和二二年		昭和二四年		比較
	戸數	百分率	戸數	百分率	
三反未満	二五戸	六%	六戸	七%	(+)三
三反	三五戸	八%	四戸	二%	(+)五
平一〇反	二五戸	六%	六戸	四%	(+)三
一〇一五反	三三戸	三%	三三戸	三%	(-)三
一五一三〇反	四戸	二%	二四戸	六%	(-)二
二〇一三〇反	二五戸	四%	七戸	二%	(-)八
計	三九戸	一〇〇%	四二戸	一〇〇%	

要するにこの三地域における農家經營規模及び土地所有を概観する時、その七〇—八〇%迄を自作乃至自作の五—二〇反經營が占めて居り、此の際五反以下經營を小農下層、二〇反以上を上層とするならば、この地域に於ては農家戸數の七〇乃至八〇%に及ぶ中間層農家^(註四)が存在し、農地調整は一町内外を境としてそれ以上の經營を減少させ、それ以下の經營を増加させた結果零細農家の數は増加したが、中間層の比率は殆んど變化しなかつたと言ひ得るのである。

次に注意しなければならぬことは農家經營規模の一般的零細性である。今こゝに第二表から一町以下の比率を三地域の各々について求めると、八重原、三都和、五郎兵衛新田に於て夫々經營總數の六二%、六三%、七五%を占めている。従つて農家戸數の六〇%乃至七〇%が一町以下の規模に止まつている譯

農村共同體と農家經營

である。一體一毛作水稻栽培地帶たるこの地域の標準經營規模は土地面積にして二町程度^(註五)と考えられる故に、この地域の農家經營規模は標準を隔たること遙かなものであり、特に五郎兵衛新田村の如きは五反未満の經營が三三%を占め、しかも全農家戸數の三分の一以上が兼業化し、その相當部分が農業を副業とするに至つてゐるのではないかと推測し得るのである。^(註六)

さてかくの如き全數の六〇乃至七〇%にも及ぶ著るしい零細規模農家の存在は、先に述べた如く中間層が七〇乃至八〇%を占める事實と照應して、各經營に於ける富の蓄積を最少限に倏小ならしめ、同時にそのことによつて水を中心とする共同體規制の經濟的基柢を再生産してゐると見られる。この結果共同體的支配力は比較的小なる經濟的基礎^(註七)を以て、支配を打破せんとする内よりの力——その基礎は經營における勞働生産力の擴大、商品生産による富の増大なのであるが——を、零細中間層の經濟的不安定を利用する共同體外部よりの力と共にあしつぷすのである。

註一 長野縣農業會編「農業經營規準」昭和二二年による。

註二 火山礫が水蝕されて流出堆積して生じ保水性大。

註三 前出「村共同體の再生産構造」七九頁註による。

註四 その生産力、収益性の貧弱によつて經營の收支バランス及生活水準に餘裕がなく經營が不安定であり、やゝともすれば轉落せんとする傾向を國家權力及び獨占資本の政策と連關させて考えねばならぬ。

重原は水利組合の抽出によつたので上層に偏している。以上の抽出についての限定を前提して経営内容を簡単に考察しよう。

(2) 経営内容の考察

(A) 水田及び桑園の経営面積中に占める比率

先にこの地帯に於ては米作と養蠶が最大の経済的比重を擔つてゐることを述べたが、農家経営に於ては如何であらうか。

先づ八重原に於ては水田面積の経営面積中に占める割合は調査一經營のうち最高六三%、最低三三%平均四四%、三〇%臺が三戸、四〇%臺が四戸、五〇%臺が二戸であつて水田は經營面積の四割乃至六割を占めてゐる。三都和に於ては調査五經營のうち最高五七%、最低二五%、平均は四八%であるが最大の經營(二一・一反)の小比率を除いて四戸の平均をとると五四%であつては $\frac{1}{2}$ を占めてゐると言える。五郎兵衛新田村に於ては最高八三%、最低四五%、平均は五九、六%であつて、水田の全經營面積中に占める比率は前二者に比して大きく水田比率は全經營面積の $\frac{1}{2}$ 以上に及んでゐる。結局八重原に於て三割乃至五割、三都和に於て五割前後、五郎兵衛新田に於ては六割乃至それ以上であつて米作は經營内に於て主要な地位を占めその比重は過半に及んでゐると言えるであらう。

次に桑園面積の畑面積中に占める比率を見ると八重原に於ては最高八三%、最低三一%、平均五一%、一町五反前後の三經營に於ては六〇・三%であり、三都和の場合には最高七七%、最低四四%、平均五四%であるが五反以下の一經營に於ては養

蠶を行つていない。又五郎兵衛新田村では最高九九%、最低四二%、平均八三%であつて三都和と同じく五反以下の一經營は養蠶を行わない。

この五反以下經營は兩者共に兼業収入を以て家計を補助する飯米農家的存在であつて、一應この地域に於ける下向的分解傾向の證左と見ることが出来る。

かくして八重原、三都和、五郎兵衛新田各地域に於て桑園はそれ $\frac{1}{5}$ 乃至 $\frac{1}{8}$ を畑作中に占めてゐる。この結果畑の他の部分はほぼ自給野菜の生産に宛てられてゐると見て良いであらう。たゞ八重原、三都和の一町五反以上の經營に於ては藥用人蔘、果樹の栽培が行われて居り、現金収入の上に相當の比重(二〇—三〇%)を占めることは注意せねばならない。要するに養蠶は三地域を通じて農家經營に大きな比重を占め、先に述べた米の栽培と並んで農家収入の源泉の大半を形成してゐると言えるであらう。

さて以上の考察の結果としてこの三地域を通じて農家經營はほぼ相似た構造を持ち、米作を主とし養蠶を以て補う零細規模經營であることが明らかとなつた。

(B) 勞働手段

そこで次に經營の利用する勞働手段について觀察すると八重原に於ける一經營は一經營を除き總て役牛若くは馬を所有している。内譯は馬一をもてるもの三經營、役牛を有するもの七經營となり特に一町七反を經營する一經營の如きは馬一、役牛

一、を有している。八重原は採草地に比較的恵まれて役畜の飼養が相當數の農家に行われて居り、特に調査の對象農家は上層であつた關係上、殆んど軒なみに所有している。農機具に就ては電動機を個別に所有するもの二經營、動力脱穀機は約半數が使用しており、その他の多くは共同所有利用の形態をとつて居る。耕耘機は畜力利用の双用犁七、單用犁四であつた。以上が此地區の富農層の觀察であるから八重原一般に就ては次の如く言えるであらう。即ち總じて脱穀は動力利用に入りつゝあるが、耕耘中耕は人力利用の段階に停まり上層に於て一部畜力利用が行われている。

従つて農作業は體系として見れば人力利用の段階にあると見て良いであらう。技術調査による新技術(二・四・D、保温折衷苗代、の採用)導入の志向は微弱である。

三都和に於ては調査農家數が限られている爲に確定的とは言ひ得ぬが、最大の二町以上の經營に於ては電動機、石油發動機各一、双用犁二、動力脱穀機一、を有し馬一、役牛一を飼養して居り、畜力段階としては最高に達し動力化の域に近づいて居るが、他の四經營に於ては役牛各一、半役半乳牛一、役畜を飼養せざるもの一經營となり、三都和村(三九九經營)の役畜總數が一九三、であることを考え併せると一般的には未だ人力段階から畜力段階への過渡期にあるといつて良いであらう。農機具の所有利用度は低いといえる。

技術調査と併せて考えると新技術導入の志向は八重原に勝る

が農家に餘裕なく經營が之を許さぬと言つて良いであらう。

五郎兵衛新田村に於ては乳牛は全村で僅に三頭、役牛は經營農家三五〇戸に對し一一八頭、三都和より低率である。農機具は全村で電動機一〇、石油發動機五、動力脱穀機五、耙摺機三、双用犁八六であり調査農家によつて見ると、九經營中役牛を飼養するもの三、借牛するもの一、動力脱穀機を個別に所有するもの一、共有するもの三であり、こゝには役畜、農機具を親戚知人關係で共有する形態が目立つて居る。新技術に對する關心も三都和と並んで強いが之を可能とする個別農家經營の規模が特に零細な關係で、多く親戚知人の間における共有、或いは協同組合備付の農機具(電動機三、動力耙摺機二、輕油發動機一)の利用に頼らざるを得ず、農作業は人力段階から畜力段階の間を低迷している。

三地域を勞働手段の所有、利用の面から總括して、經營規模が零細であり且つ餘裕がないところから、新技術を導入する志向は見られるが、現状は反收を高める爲の末端技術の着目利用に止まつて、勞働生産力をたかめる爲に技術及び勞働手段を體系的に導入利用するという根本的な問題を顧みざるまでに至つていないと言つて良いであらう。

(C) 勞働力の問題

八重原地域の調査農家經營を觀察する場合、何と言つても目に立つのは上層に雇傭勞働の多いことである。一覽表にして示すと第八表の如くなる。

第八表 八重原における労働雇傭經營

農家番號	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)
經營規模(反)	三〇	七、五	七〇	六	一五、五	一五、四	三〇	三、五
年間日雇總數(人)	一五	三〇	一五	三	七〇	一五	一〇	七〇
年雇數(人)	一	一	一	一	一	一	一	一
農地改革前地主 たりしもの	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

この地域は年延四〇〇〇人の労働を必要とする八重原堰のあ
る關係で特にとの經營も年間五、六、七、八月及一〇月、手間
(労働)不足に悩み調査した一一農家中八農家がこの期間に日
雇及び季節雇を雇傭するがその賃金は水利労働を基準とする場
合一日當り一五〇圓である。こゝで注意せねばならぬことは、

この八經營中六經營までが農地改革前には地主であり、現在は
自作している經營であることであり、八重原における大規模經
營が多少とも地主富農的性格をもつてゐることを推測させるの
である。参考までに指摘しておくとして農家(一)は小作地を一反
有し、農家(三)は山林二町歩を、農家(四)も同じく二町歩
を、農家(五)は五反歩(改革前は二、五町歩)を、農家(七)
は同じく三、五反を、農家(八)は同じく山林二反を所有して
ゐる。又米生産費調査を参照するとその賃銀水準が八〇―九五
圓であつて家族労働一日當り評價一一五圓と比較しても又用水
労働の賃銀一五〇圓と比較しても著るしく低いと言へる。

次に三都和に移ると二町一反を耕作する最大經營に於ては年

農村共同體と農家經營

雇二人、日雇一〇人、を雇傭し家族四人で就耕人員は二人であ
るから既に自家就耕人員と匹敵する雇傭労働力使用の事實を示
しているが山林を三町三反所有する點より見て之また八重原と
同じく地主富農と推察される。然し乍ら經營規模の點で注目さ
るべきものであろう。その他に一町四畝を耕作し山林五反を所
有する經營に於て日雇三〇人を使用している。日雇賃銀は鹽澤
堰の水利労働に準じて一日二〇〇圓を標準とする。五郎兵衛新
田村に於ては殆ど親族労働の手助けの形態が見られる程度であ
るが、こゝでは八反を所有し三、八反を貸付けている零細地主
經營に於て、年一〇人の季節雇を一三〇圓の賃銀で雇うのが目
につく。

八重原に於ては兼業日雇は見られなかつたが、三都和及び五
郎兵衛新田では五反以下の經營に、家計補助の爲、日雇に出る
農家が出て來ている。

以上の觀察によつてごく大づかみに次のことが言えるであら
う。

八重原の大規模經營には地主自作富農が多く八〇乃至九〇圓
の低廉な賃賃で季節雇を五、六、七、八月及び一〇月の繁忙期
に相當數雇傭する。

この場合の低廉な賃賃は、八重原地區の水利労働が一日一五
〇圓以下に評價されている事實と共に、共同體の枠内における
人間労働の評價が特に切り下げられてゐることを端的に示し、
雇傭關係に經濟的に割切れぬ何物かと存在することを暗示しな

いであらうか。そして單に一例にすぎないが、經營内の米作労働の投下量が二〇〇時間以上なる労働集約を示し調査農家の總てが五、六、七及び一〇月に於ける非常な繁忙を訴えていることに照らして、八重原地區が相當な労働集約農業を行い、しかも用水の取得及管理の特殊性がこの事情を加重していると言わざるを得ない。以上述べたことからこの地域の農業經營は或いは東北型農業經營に近いと言ひ得るのではあるまいか。

所で三都和、五郎兵衛新田兩地域は既に述べた如く一般的には八重原地域と同じく停滞性を示しているが、八重原に比してやゝ進んだ段階にあると考えられる。例えば五郎兵衛新田村に於ては、規模が零細化しその末端に於て人口減少が起つてゐること、顯著な兼業化が見られること及び一經營當り労働時間(註七)が少いこと、そして家族労働による肥料集約的な經營が行われている等、之等は八重原に對比して見る時まさに對蹠的であつてこゝに著目して頗る大膽に言ひならばこゝにおける經營は一步「近畿型」の段階に近づいてゐると言えないであらうか。そして三都和はその中間にあるが、何れかといへば五郎兵衛新田の段階に近いと言えるのではあるまいか。

(D) 經營收支に就て

農家粗収入に就て全地域を通觀すると、二町以上の經營に於ては三十萬圓以上、一町五反以上二町までの經營は二十萬—三十萬圓、一町以上一町五反まででは十三萬—二十萬圓、一町以下が五萬—十萬圓程度の現金収入を有しその大半が米と繭に依

存する。供出その他を併せて米は約五〇%、繭が二〇%、残り三〇%が薯類、養畜、特用作物等となる。

さて三地區の比較の爲に經營收耕人員一人當り米生産額の地區別平均をとると、八重原は七・八九石、三都和では八・〇二石、五郎兵衛新田では九・一石となり又桑園反當りの收繭量を地區毎に比較すると、五郎兵衛新田は八重原の約三倍、三都和の一・四倍を示し五郎兵衛新田村の經營は米作、養蠶、共に他の二地域に比較した場合高い生産性を示し、三都和地區が之に次いでゐる。また經營の多様化指數をとつて地區毎に平均を比較すると八重原が最大で四・一二、三都和之に次いで四・〇七五郎兵衛新田村では三・二七であつて最小である。従つて三者を通じ八重原における經營の組織は最も多様化しており五郎兵衛新田村の經營の組織は最も單一化している。八重原に於ては畑作が相當の割合を占め、之に反して五郎兵衛新田に於ては米と繭に經營は益々單一化する傾向にある。之は米と繭についてのみの觀察ではあるが、五郎兵衛新田村の農業經營の商品生産が八重原に比して進んでゐることを示している。

次に農業支出に於て最大の比率を示すのは肥料費であつて三地帯を通じて農業支出の三五%程度を示し農業衣料費が二〇—二五%を示して之につき、農具費七一〇%、賃銀は八重原、三都和に於て五一—一〇%を示している。家計費に於ては飲食費がその四〇—五〇%、文化教育費が七一—一五%で之につき、農業支出は全支出の三〇—四〇%、家計費が四〇—五〇%、公租

公課關係が一五%内外となつてゐる。

三地域を對比すると農業支出は五郎兵衛新田村、三都和、八重原、の順に大きく家計支出部分はその順に小さい。公租公課の比率は三都和が全支出の一八・二で最も重く、次が八重原の一六・四%、五郎兵衛は一五・三%で最も軽いが三都和は教育費寄附金が負擔力に比し過大であり八重原は水利負擔が重く五郎兵衛は水利、教育の負擔が軽い關係であらう。

三地域を通じて肥料費は現金支出中の一五%を占め、一五%を超え二〇%に達する公租公課と共に零細な農家支出の三〇%乃至三五%の比重を占めてゐる。このことはこの地帯農家の相當な供出比率と相俟つて、零細規模經營と國家權力及び獨占資本との結びつきを示す經濟的表現をなしている。國家權力及び獨占資本はこゝに、經營に安定を缺く零細中間層農家をとらえ得るのであり、水を契機とする村落共同體的規制の存在は、傳統主義的に志向する零細中間層農家を再生産することによつてその主要な内在的條件を形成するのである。

(E) 農家經營の構造類型

以上述べてきたことを三地域を通じて總括すると、農業粗收入の源泉である米及び繭の生産額は土地當りにして五郎兵衛最も高く、三都和之につき、八重原は最低位にある。^{註九}

しかも勞働の多投は八重原に於て最も甚だしく、三都和、五郎兵衛は遙かに之に及ばない。營農に對する用水の制約も之に同じく八重原に現われ、三都和に於ては遙に減じ、五郎兵衛は

技術的にいつて殆んど之を缺くと言ひに近い状態である。之を端的に示すのが用水費負擔であつて、反當八重原に於て一〇〇〇圓以上、三都和二〇〇圓程度、五郎兵衛九〇—一〇〇圓となつてゐる。

かくして三地域を比較する場合農業經營の収益性は生産額、勞働投下、營農組織、用水制約等を考察する時、五郎兵衛最も高く三都和、八重原が之につぐと言ひ得るのであらう。

所で、既に述べた如く八重原は大體勞働集約的な東北型農業經營地帯と考えられ、五郎兵衛はより零細ではあるが家族勞働中心の近畿型農業經營地帯に近づいて居り、その中間に三都和があるとすれば、農家經營の構造は同様に停滯的ではあるが、八重原地域より五郎兵衛地域にその發展系列を辿り得るのであらう。その際三都和が中間項をなし八重原より五郎兵衛に至る過渡段階をなすと考えられぬであらうか。

但し以上の經營型の觀察はあくまでも現在進行中の調査の過渡段階に於てのものに過ぎず、將來調査の一層の進行によつて或いは補充され或いは訂正されるであらうことを附記せねばならない。

註一 經營はこゝでは小商品生産の概念である。經營については之を小商品生産並に資本制生産の概念と理解して差支えないであらう。

註二 經營收支の構成は之を調査する場合一應次の如く分類した。

農村共同體と農家經營

一九六

A、支出

- (一) 農業經營費(種子種苗蠶種費、農藥肥料費、營農住宅費、農業衣料費、農具費、飼料費役畜農具賃借料、動力光熱費)

- (二) 家計費(生計飲食費、被服費、建築費、家具什器費、文化教育費、醫療費)

- (三) 中間支出(交際費、旅行費、娛樂費、その他)
- B、公租公課(國稅、縣稅、村民稅、寄附金、水利費、部落協議費)

C、收入

- (一) 農業粗收入(米、養蠶、大小麦、蕎麥、養畜、特用作物—藥用人參・果樹—)

- (二) 山林收入

- (三) 財産收入

- (四) 勞賃收入

但し間收入の算定は推定によつた。

註三 農林省農業改良局「農村財政に關する調査研究報告」

一一四頁、農機具の項参照。

註四 養蠶準備資金五萬圓を用いる五郎兵衛新田村の一農家、桑の運搬の爲に賃借料一日六〇〇圓を拂つて役牛を借りる。養蠶專業化の傾向を看取し得る。

註五 米作水田面積四反一畝の經營に於て米作勞働日數、一九・四七日、家族勞働九七・一七日、雇勞働二二・一

八日、家族一日當り一五圓、雇勞働一日當り八二圓である。

註六 前節註六參照。

註七 五郎兵衛新田村の標準と見られる一町經營農家に於て米作所要勞働一一〇〇時間、反當二五・六日である。

註八 diversity index 經營内に組み合せられた各組織からの總收入が經營の全總收入に占める割合を求めその割合を自乗しその自乗して得た數を合計してそれで一を除することにより得られ、通常小規模經營程大である。前出「農業經營適正規模論」二五〇頁參照。

註九 之を一應示しているものとして三地域米作課稅基準を示すと次の如くである。

水田一反	桑畑
五郎兵衛	一五五〇圓
三都和	一五一九圓
北御牧	一四五六圓
	七二六九圓

五 村落共同體と農家經營

以上に分析したことによつてこの三地域各々における農村經濟及び農家經營は一應停滞的ではあるがしかもその段階に差違があり八重原は最も後れ三都和、五郎兵衛はそれよりもやゝ進んでいるということが言えるであらう。しかも量的であるのみならず質的にも相異した面を見せている。勿論既に述べた如く

三者の用水構造、水量には差がある。五郎兵衛は河川を二里程度の用水路によつて引水する故にその構造に應じて最も水量豊富であり、三都和の場合は一里の鹽澤堰によつて湧水を山の尾根傳いに引水し、五郎兵衛堰程ではないが水量は比較的豊富である。しかし八重原に於ては一三里の最長距離を山の中腹傳いに蛇行する用水路によつて引水する關係上漏水多く、しかもその源流を河川でも泉でもない單なる澤水に求める故に水量も不足する。用水路の長短、用水量の多少、用水路構造の優劣は勿論この自然的基礎をなしているがこの疑問に對する解答の總てをつくさない。こゝで三本の用水路を基礎としてその上に、又周圍に織りなされる社會關係である村落共同體の構造が考えられぬばならない。八重原の場合、水の管理統制は最も嚴重であり之は用水修理の爲に必要とする勞働量延四〇〇〇人に相應するものであろう。たとえ自己の所有水田を灌溉する小水門と雖も各農家はその管理の總てを水利組合の水番に委ねなければならぬ。之に觸れることも許されないのである。この様な場合に稲作の灌水、排水そして之を前提とする諸作業は總て間接に統制を受け従つて稲作の全作業體系も之を通じて規制される。この時新品種の導入、二・四・Dの使用等は果してその農家の意圖する如き成果を擧げ得るであらうか。又稲作作業で繁忙極まる時期に長途不完全な用水路の管理、補修の爲に用水作業に勞働人員を割かねばならぬこの地域個々農家の勞働體系は完全を到底期し得ぬことは明白であらう。平均一農家の米作勞働日數

農村共同體と農家經營

が二〇〇〇時間にも上ることも宜なるかなである。當然の結果としてその綜合成果たる經營内容は三地域中最も不均衡を結果する。八重原に於ける農家經營がその水利共同體から受ける壓力は、量的には反當一〇〇〇圓を上廻る用水費負擔と年間一經營當り三〇〇〇時間にも達する水利勞働に現われ、質的には阻害される稲作技術體系、或いは傳統主義的勞働支配形式に現われ、従つて農家經營は低廉勞働集約的地主經營を典型とする東北型經營地帯となり、その低い生産力は三地域中最も強固なその共同體の規制を打破し得ず年々その關係を再生産するに終つてゐるのである。

三都和村に於ては八重原の場合に比しその堰の構造が優れており之に應じてその管理、補修に要する負擔も簡易輕減化し年間三〇〇人に足りない勞働を要するのみである。しかし輕減されたとは言えそれは八重原に比してなのであつてその傳統主義的な支配の及ぼす影響と零細規模農家經營に及ぼす負擔は未だ相當なものがある。先づ前者に就て之を言えば、廻し水制（大庄個人の練達した管理能力によつて村民一筆毎の田に就て分水量が決定され村民の要求に應じて許可される制度）の繁雜な點、水利勞働、水番に際しての種々の慣習等が擧げられるであらう。そして之が政治的に又經濟的に農民に及ぼしている影響は少なからざるものがあることを推察し得る。後者に就ては用水費反當二〇〇圓程度、用水勞働は二乃至三年に一度の割合で廻る程度であつて量的比重は前者に比して大いに輕減されてく

るとは言え經營規模に比して相當の負擔を形成する。

五郎兵衛新田村に於ては既に、村に於ける用水の比重は輕く
なり用水勞働は全村を擧げる二日の普請と他に落水期一日、一
經營當り三日となり用水費負擔も反當一〇〇圓以下であつて水
のまきおこす前近代性は殆んど拂拭されてくる。従つてこの村
に於ては用水下流域に於ける水不足の問題が上流下流域部
落の對抗の問題で起つて來ている。用水構造の優位により用水
統制は緩んだのであるが、その故にまた下流上流部落の用水量
に地域差が生じ下流に於ては相當な水不足の状態を惹起する。
之に應じてこの地域に於ては水田と畑作を同一地片の上で交代
してやるもの、或いはその餘裕のない場合兼業化の方向を求め
るもの等々が生じて來ている。零細農家經營が大半を占めるこ
の村に於ては用水規制の緩んだ結果として農民層分解の萌芽と
も見るべき現象を生じていることは注目すべきであらう。

上記三地域を通ずる觀察によつて村落共同體と農家經營の關
係を一應述べることが可能であらう。村落共同體はその共同體
規制(この場合水を契機としている)によつて農家經營の構造の
要素である自然的基礎、技術的條件、勞動主體の三者を固く停
滯的に連關せしめる。その典型は共同體構造が強固であり明白
でもある所の八重原に於て示されている。こゝでは用水の管理
統制をめぐる共同體―曲輪(カルワ)―家族の階層制が總てを
貫徹し用水の不足による水田の形狀、灌排水機構等の自然的條
件、それを基礎とする新技術の導入に阻止的に働く技術條件、

最後に用水勞働、用水管理、用水統制の面を通じて特に明瞭に
示される個々農民Ⅱ勞動主體の著るしい傳統主義的の性格、そし
て之等三者の固い連關は農家經營面に於ては著るしい勞動集約
による収益性Ⅱ生産力の低水準を結果する。しかも零細規模に
似合わぬ極度の勞働力の要求は農家内部における勞働力の不
要な保持を必要とし、之が農家人口の他への流出を妨げ、零細
性と傳統主義的の性格とは相俟つて農民層の兩極分解を妨げ多
なる零細中間層農民を漏存せしめてゐる。この場合、その農家
經營Ⅱ農村經濟は合理的發展を歪められ米の鬮賣、藥用人蔘の
投機的栽培による流通面における貨幣收入の増大なる形をとつ
て再生産を僅に繼續し得るに過ぎない。停滯的と稱する所以で
ある。

三都和及び五郎兵衛新田地域に於ては、構造はより簡明な或
は進歩した形態をとつてくるが、こゝでも農家經營構造内部の
弱點は八重原に比して異なつた形をとるとはいえ現れ來つてい
る。三都和の單作地帯に共通する苦惱、五郎兵衛の經營規模の零
細性等には八重原と異つた形態に於てではあるが農家經營Ⅱ小
商品生産に及ぶ前近代の殘存物の影響を物語り、その一部に於
て現われる農民層分解の型は一樣に下向の傾向を示している。

かくして三地域に於て共同體規制は、農家經營にとつて發展
阻止の重大な原因となつてゐることが大略明らかとなつたであ
らう。そして之を通じて農地調整後の自作農を中心とする農民
が當面する問題の一は何であるかが提示された筈である。勿論

之のみに限らない。しかし又無視するには餘りに重大である。日本農業のより以上の發展が望まれる爲には、先づ第一に改善さるべき點がこゝにあることを提示しその限りにおける解決策を考へるならば、先づ用水路の改善と合理化を計ると共に農民個々の生産力向上の要因を高めることが必要不可欠である。そしてそれには技術條件の改善、新技術の普及と共に農家經營の構造改善を總合的に計ることこそ急務であると考へる。之によつて初めて日本農業は明るい展望を將來に有することが可能となるであらう。

(昭二六・二・二)

附記

昭和二五年八月実態調査に當つて非常に御世話になつた現地の方々及び炎天下愉快に熱心に調査に協力され、その一部は既に卒業された、立大松田ゼミナールの學生諸君に厚く感謝の意を表す。